

匝瑳市横芝光町消防組合消防本部障害者活躍推進計画

1 機関名 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部

2 任命権者 消防長

3 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

4 障害者雇用に関する課題

本組合では、これまで障害者に限定した職員の募集・採用は行っていない。しかしながら、職員の高齢化等に伴い、今後、職員が中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）となることも予想されることから、中途障害者となった職員が活躍しやすい職場づくりの推進に向け、組織的な体制整備が必要である。

5 目標

（1）採用に関する目標

消防吏員については、障害者雇用促進法第38条第1項の規定により除外職員とされている。

また、本組合における職員採用は、現在のところ消防吏員のみを予定していることから、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

（2）定着に関する目標

障害者が在籍することとなった場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。

6 取組内容

（1）障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者が在籍することとなった場合は、消防本部総務課に相談窓口を設定し、職員に周知する。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（自己申告書及び面談）等を通じて、障害者である職員が必要とする配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

イ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達 of 推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある人の活躍 of 場の拡大を推進する。